

「企画案の募集」に関する公告

下記のとおり、「こども・若者意見反映推進事業」に係る事業運営及び分析・調査等業務の企画競争参加者を募集します。

記

1. 「企画案の募集」に付する事項

「こども・若者意見反映推進事業」に係る事業運営及び分析・調査等業務（詳細は仕様書参照）

2. 「企画案の募集」に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で、関東・甲信越地域の資格を有する者、又は、企画案の提出期限までにその資格を有する者であること。
- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

3. 「企画案の募集」への参加申込み

「企画案の募集」に参加を希望する者は、申込書様式等の交付を受けたうえで、令和6年2月29日（木）12時00分までに、(1)の申込先に申込みを行うこと。

(1) 申込先

〒100-6090 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング22階 2218室
こども家庭庁長官官房総務課経理室 契約・管理係
電話 03-6778-5600

※メールでの申込を希望する場合、事前に申込先まで電話連絡すること

(2) 申込書様式等交付場所

こども家庭庁ホームページ (<https://www.cfa.go.jp/top/>) において交付する。

(3) 申込書様式の提出期限

令和6年2月29日（木）12時00分まで（必着）

4. 企画案等の提出期限等

- (1) 提出期限 : 令和6年3月4日（月）12時00分まで（必着）

- (2) 提出先 : 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング22階 2218室
こども家庭庁長官官房総務課経理室 契約・管理係
電話 03-6778-5600

※メールでの提出を希望する場合、事前に提出先まで電話連絡すること

5. 企画案等の無効

本公告に示した「企画案の募集」に参加する者に必要な資格のない者の企画案等は無効とする。

令和6年1月31日

支出負担行為担当官
こども家庭庁長官官房参事官
吉田 武司